

令和8年6月12日

「中野チルナイトピクニック～夕涼みアニメシアター～」キッチンカー出店要項

1 主催

アニメでつながる中野実行委員会（以下「実行委員会」）

2 趣旨

「中野チルナイトピクニック」は、プロジェクションマッピングの技術を活用し、「都心で多くの人と一緒にくつろぐ」「ナイトエコノミーの活性化」という新しい価値観の提案を中心に、子育て先進区の実現、アニメによる観光促進とシビックプライドを醸成する取り組みとして、中野セントラルパークイーストの壁面に、中野区内に本社のある、国内外で著名なアニメ関連企業の名作アニメーションを投影するナイトイベントとして開催いたします。去年は3日間で約1万の方にお越しいただきました。

以上の趣旨を理解し、事業にご賛同いただける出店者を募集します。

3 出店場所

中野四季の森公園イベントエリア(別図参照)

※出店場所は変更になる場合があります。

※レイアウトはイメージです。

4 出店日時

8月21日(金)、22日(土)、23日(日) 16時～21時(撤収21時30分まで)

5 募集予定台数

4台程度

※募集する他に、当事業の協力企業等による出店も予定しています。

6 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物。

7 出店料(3日間)

無料

※出店の際に出るゴミは出店者ごとにお持ち帰りをお願いします。

※飲食後の販売物のゴミについても、出店者で回収・お持ち帰りをお願いします。

8 申請者資格

申請者は、キッチンカー等事業を行っている法人または個人事業主で、「中野チルナイトピクニック」の趣旨を十分に理解し、かつ次に挙げる資格を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者等の資格(ただし法人の場合は、実際に出店する者)及び自動車等による食品営業に係る営業許可(調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内一円の許可)を有するもの。
- (5) その他、営業に必要な許可や資格を有するもの。

9 出店条件

- (1) 「中野チルナイトピクニック」の趣旨に賛同し、実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 都内保健所での営業許可(上記「8 申請者資格 (5)」)を受けており、営業許可証または許可済証ステッカーを分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) 食品衛生責任者の資格を有するスタッフが常駐していること。
- (4) 「中野チルナイトピクニック」の全日程(8月21～23日)に出店できること。
- (5) 販売品目については、中野チルナイトピクニックの趣旨を踏まえ、夏祭りおよび屋外上映会等のイベントに適した商品(例:からあげ、焼きそば、たこ焼き、ポップコーン、チュロス、かき氷等)の提供をお願いします。芝生での観覧となりますので汁物の提供はお控えください。
- (6) アルコール類の提供は禁止となります。
- (7) キッチンカー出店にあたっては、中野区デジタル地域通貨「ナカペイ」の導入を必須条件とします。出店者は購入者が円滑に「ナカペイ」での決済を利用できるよう、所定の手続きを経て事前に利用環境を整備してください。
※手続きには概ね3週間程度かかります。

<https://nakanocity-nakapay.jp/shops.html>

- (8) 出店者は、必ずごみ箱をキッチンカーの近くに見やすく設置し、排出するごみ(購入者が使用した食器類も含む)は分別して適切に回収・処分すること。
- (9) 発電機は出店者が用意すること。(備品の貸し出しはございません。)

- (10)火気・プロパンガス等の取扱いには十分注意して事故がないように気をつけること。
- (11)火気を使用する場合、消火器を常備すること。
- (12)プラスチック製買い物袋(以下「レジ袋」という。)有料化制度の規定により、以下に配慮すること。
 - ①商品の購入の際は、マイバッグの利用を促すこと。
 - ②有料化の対象事業者がレジ袋を提供する場合は、有料化の対象とならない素材のレジ袋とすること。
 - ③レジ袋を有料にする場合は、適正な価格を設定すること。
- (13)環境に配慮した食器等の使用に努めること。
- (14)出店時間中に商品が欠品することがないように、余裕を持った出店計画を立てること。
- (15)出店申込フォームに記載した内容と異なる商品の販売を行わないこと。
- (16)各ブースに並んだお客さんの整理及びブース周辺の清掃を行うこと。
- (17)悪天候や自然災害等により、実行委員会の判断で開催を中止にする場合があります。その場合、準備した商品等の費用補償は行いませんのでご了承ください。
- (18)他の出店者、実行委員会等に対し迷惑行為を行わないこと。

10 出店申込

- (1)申込期限 **令和8年7月7日(火)**
- (2)申込方法 「キッチンカー出店申込フォーム」に必要事項を入力してください。出店申込フォームは、下記QRコードからもアクセスできます。
- (3)出店申込数が募集予定数を上回る等の場合は、販売品目等を総合的に判断し、実行委員会が出店者を決定します。
- (4)出店場所のご希望はお受けできません。
- (5)出店者への決定通知は7月中旬頃を予定しています。
- (6)出店決定後の出店者都合による出店辞退は原則不可とします。



▲キッチンカー出店申込フォーム

11 提出書類

下記書類を必ず出店申込フォームに添付してください。不備や不足があった場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 営業許可証の写し
- (2) 出店メニュー表(別紙1)
- (3) 当日運転者の運転免許証の写し
- (4) 車検証の写し(電子検査証の場合は、「自動車検査証」「自動車検査記録事項」の写し)
- (5) 出店する車両の写真

※出店決定後に広報用に使わせていただきます。

12 その他

- (1) 「中野チルナイトピクニック」の期間中に、実行委員会が各出店ブースを巡回のうえ内容のチェックを行い、出店申込の内容に合致しない販売内容の出店に対して、当該商品の出品停止の措置をとります。
- (2) 「中野チルナイトピクニック」の期間中に、実行委員会の指示に従わない場合及び保健所の衛生指導に従わない場合は、即時出店を中止していただきます。出店者はモラルとマナーを守って、責任ある商品の提供をおこなうよう努めてください。
- (3) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保してください。
- (4) 販売する「商品名」「価格」が記載されたPOPなどの表示を行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- (5) アレルギーへの対処(材料の把握とアレルギー表示等)を徹底し、損害賠償保険等に加えるようにお願いします
- (6) 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為(チラシの配布など)、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用などは禁止します。
- (7) 商品、現金等の管理は、出店者の責任にて管理してください。
- (8) 出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害に対する賠償の一切の責任や、その他事故・トラブル等の一切の責任を出店者が負うこととします。
- (9) 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守するものとします。
- (10) その他不明な点については、実行委員会と協議するものとします。

【問い合わせ先】

アニメでつながる中野実行委員会事務局

中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課 シティプロモーション係内

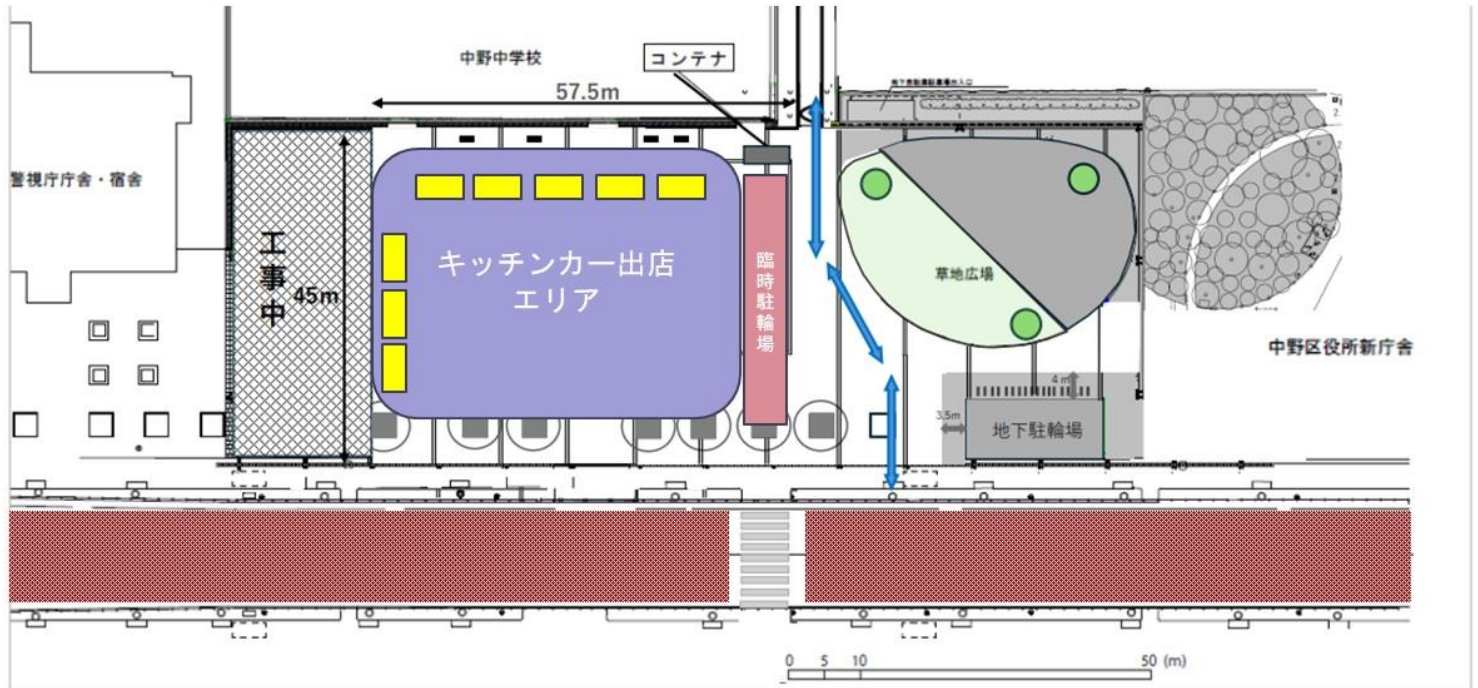
担当: 兼子、伊藤、槇口

電話: 03-3228-5467

メール: promotion@city.tokyo-nakano.lg.jp

別図 会場図案

現時点での予定になります。
レイアウト等は今後変更になる場合がございます。



参考 観覧エリア図

